

具体的な利用場面での注意点

毎月勤労統計調査の実質賃金については、令和7年3月分速報から、名目賃金を消費者物価指数の「総合」で実質化したものと「持家の帰属家賃を除く総合」で実質化したものの2つの系列を公表することとしました。これは、統計利用者の多様な用途に応じて選択していただけるよう利便性を向上させたものです。ここでは、内閣官房「賃金・所得統計の在り方に関する検討会」（令和7年4月18日）や第216回統計委員会（令和7年4月25日）のご指摘も踏まえ、統計利用者の一助となるよう解説します。

（1）国際比較

実質賃金を相対的価格指標、すなわち名目賃金を何らかの物価指数で除したものと捉え、国際比較を行う場合、理想的には、日本と比較対象国で商品構成や消費嗜好を揃えた物価指数を用いる必要がありますが、これは現実的ではありません。

そこで次善の方法として、国際的に定義された基準により各国が作成している消費者物価指数を用いることを考えます。例えば、アメリカ、イギリス、ドイツなどは消費者物価指数の「総合」を用いて実質賃金を算定しています。これらの国の実質賃金と比較する際には、日本の名目賃金も消費者物価指数の「総合」で除した実質賃金を用いることがより適切と考えられます。

しかし、一部の国では、例えばイタリアのように、月次の持家の帰属家賃の物価を公表していない国もあります。また、欧州統計局（Eurostat）が公表しているHICP（調和消費者物価指数）は、欧州連合加盟国のインフレ率を国際的に比較できるよう、統一的な基準で作成・公表しています。HICPでは、実際に金銭の受け渡しが発生する家計の最終消費支出を捉える等の観点から、持家の帰属家賃や生命保険料、公的健康保険料などが対象外となっています。このため、比較対象国によっては、こうした点にも留意が必要です。

（2）賃金の購買力を把握する場合

実質賃金を、賃金の購買力をはかる指標として捉える場合には、賃金によって実際に消費活動が行われる品目の物価を用いることで、労働者の生活実感により近い指標を作ることができます。

この点で、例えば「持家の帰属家賃」については、「持家世帯が住んでいる住宅を借家だと仮定すれば、そのサービスに対し当然家賃を支払わなければなりません。そこから、持家の住宅から得られるサービスに相当する価値を見積もって、これを住宅費用とみなす考え方が成り立ちます。このような考え方に基づいて、持家を借家とみなした場合支払われるであろう家賃」と定義されています^{*}。すなわち、「持家の帰属家賃」は賃金によって実際に取引できるものではないため、仮に変化した場合でも、労働者の生活実感、すなわち賃金から得られる満足度に大きな影響を与えません。したがって、こうした品目を除いた物価指数で名目賃金を割り引くこと

で、賃金の購買力や、労働者の生活実感により近い指標を算出することができます。

※ 総務省統計局HP「消費者物価指数に関するQ&A（回答）」より。
(<https://www.stat.go.jp/data/cpi/4-1.html#B5>)

以上